

『咳餘叢考』 訓譯卷十六之下之下

田中良明
石井靖朗
村山敬三
中林史朗

今回も原稿の整理が遅れる中、掲載を繼續して下さる漢學會に感謝する。讀書會は相變わらず空き教室を借りて開くことが叶い、些かの學部生を増して、一字一行と読み進めている。

今年度本誌に登載する四條は、卷の十六の下之下となり、卷の十六はこれでしまいである。この四條を擔當したのは、石井靖朗（現、横濱創學館高等学校常勤講師）・村山敬三（本學大學院文學研究科博士課程後期課程修了）の二人（五十音順）である。この邊りは二〇一三年度に入りつつ中林先生のご指導の下に讀んでいるが、本原稿の校正時にも重ねてのご協力を得た。但し、本稿の瑕疵は整理者たる田中に由る所であり、諸氏先達の叱正・指教を請うものである。

令和六年孟冬 博望後期 解憂比主

謹識于足虎樓

【原文】

15 元魏子貴母死之制

漢武帝將立昭帝爲太子先賜其母鉤弋夫人死蓋懲呂后之禍也元魏則遂以此爲定制道武帝晚而生明元將立爲太子乃賜其母劉貴人死道武謂明元曰昔漢武帝將立其子而殺其母不令婦人與國政使外家爲亂也汝當繼統故吾遠同漢祖爲長久計明元哀泣不自勝道武劉皇后傳云魏故事後宮產子將爲儲貳其母必先賜死后以此法薨劉皇后即劉貴人也又明元帝杜后亦如此世祖卽位轉奉乳母竇氏爲皇太后文成帝妃李氏初爲宮嬪生獻文帝將立爲太子馮太后依故事令其條記南中兄弟臨決拊膺慟哭而死孝文帝妃林氏生太子恂帝仁恕不欲襲前事亦因馮太后意仍依舊制慘死惟世宗靈后胡氏孕肅宗時宮廷中以故事惟祈生諸王公不願生太子獨胡氏言天子豈可無太子何可畏一身之死而令皇家不育宗嗣乎同列又勸后爲計后不聽嘗誓云所懷是男將爲長子子立身死所不辭也及生肅宗後竟不賜死肅宗立尊爲皇太后遂臨朝稱制恣行穢濁并鳩肅宗而魏隨以亡后亦爲爾朱榮沈於河而死子貴母死本屬矯枉過正漢之馬鄧宋之章獻宣仁何嘗不有功于國家乃必使人主先絕其天性之親則已大悖乎孝治天下之義何以君臨天下卒之防患雖嚴而偶一破例前此數代之冤禍卽中於此一人以報之馴至破家亡國是知滅絕天性以防禍者未有不轉召禍也

【書中トコ】

元魏の子貴となりせば母死さるの制

漢の武帝將に昭帝を立て太子と爲さんとし、先に其の母の鉤弋夫人に死を賜ふは、蓋し呂后の禍に懲りればなり。元魏は則ち遂に此を以て定制と爲す。道武帝晩くして明元を生み、將に立てて太子と爲さんとし、乃ち其の母の劉貴人に死を賜ふ。道武明元に謂ひて曰く「昔漢の武帝將に其の子を立てんとして其の母を殺すは、婦人をして國政に與らしめ、外家をして亂を爲さしめざればなり。汝當に統を繼ぐべし、故に吾遠く漢祖と同じく、長久の計を爲す。」と。明元の

哀泣自ら勝へず。道武^{*}劉皇后傳に云ふ「魏の故事に、後宮子を産み、將に儲貳と爲さんとすれば、其の母必ず先に死を賜ふ。后此の法を以て薨ず。」と。劉皇后は即ち劉貴人なり。又明^{*}元帝の杜后も亦た此くの如し。世祖位に即き、轉た乳母の竇氏を奉じて皇太后と爲す。文成^{*}帝の妃李氏初め宮嬪と爲り、獻文を生み、帝將に立てて太子と爲さんとす。馮太后故事に依り、其れをして南中の兄弟を條記せしめ、決に臨み、曾を拊き慟哭して死す。孝文^{*}帝の妃林氏、太子恂を生む。帝仁恕にして、前事を襲ふを欲せざるも、亦た馮太后の意に因り、仍りて舊制に依り慘死せしむ。惟だ世宗の靈后胡氏肅宗を孕みし時、宮廷中故事を以て惟だ諸王公を生むを祈り、太子を生むを願はず。獨り胡氏言ふ「天子豈に太子無かる可けんや。何ぞ一身の死を畏れて、皇家をして宗嗣を育まざらしむ可けんや。」と。同列又后に勸めて計を爲さんとするも、后聽さず。嘗て誓ひて云ふ、「懷する所は是れ男、將に長子を爲さんとす。子立ち身死するは、辭せざる所なり」と。肅宗を生むに及ぶも、後に竟に死を賜はず。肅宗立ち、尊びて皇太后と爲し、遂に臨朝稱制し、恣に穢濁を行ひ、并びに肅宗を燒す。而ち魏隨ひて亡び、后も亦た爾朱榮の爲に河に沈せられて死す。子貴となりせば母死さるは、本より矯枉過正に屬す。漢^{*}の馬・鄧、宋^{*}の章獻・宣仁、何ぞ嘗て國家に功あること有らざらんや。乃るに必ず人主をして先に其の天性の親を絶たしむれば則ち己に大いに天下を孝治するの義に悖れば、何を以て天下に君臨せん。卒^{にわか}之に患を防ぐこと嚴なりと雖も、而ども偶々一たび例を破れば、此より前の數代の冤禍即ち此の一人にて以て之を報じ、馴れて家を破り國を亡ぼすに至る。是れ知らん、天性を滅絶し以て禍を防ぐ者は、未だ轉た禍を召かざること有らざるを。

【語注】

○漢の武帝將……『史記』卷四十九、外戚世家第十九に「鉤弋夫人、姓趙氏、河間人也。得幸武帝、生子一人、昭帝是

也。武帝年七十、乃生昭帝。昭帝立時、年五歲耳。衛太子廢後、未復立太子。……帝譴責鉞弋夫人。夫人脫簪珥叩頭。帝曰、『引持去、送掖庭獄。』夫人還顧、帝曰『趣行、女不得活。』夫人死雲陽宮。」と有り、『漢書』卷九十七上、外戚傳第六十七上、孝武鉞弋趙婕妤傳に「(武帝) 心欲立焉、以其年穉母少、恐女主顯恣亂國家、猶與久之。鉞弋婕妤從幸甘泉、有過見譴、以憂死、因葬雲陽。後上疾病、乃立鉞弋子爲皇太子。」と有り。○呂后の禍―呂氏の亂のこと。前漢高祖と惠帝の死後、呂后の專政によつて功臣の排除と、呂氏への封王が行われ、呂后の死後には、呂氏が反亂を起こそうとした。『史記』卷九、呂太后本紀第九等に見える。○道武帝晩く……『魏書』卷三、太宗紀第三に「太宗明元皇帝、諱嗣、太祖長子也。母曰劉貴人、登國七年生於雲中宮。太祖晚有子、聞而大悅、乃大赦天下。……帝母劉貴人賜死、太祖告帝曰、『昔漢武帝將立其子而殺其母、不令婦人後與國政、使外家爲亂。汝當繼統、故吾遠同漢武、爲長久之計。』帝素純孝、哀泣不能自勝。」と有り。又『北史』卷一、魏序紀、太宗明元帝第一に略同文有り。○道武劉皇后……『魏書』卷十三、皇后列傳第一に「道武宣穆皇后劉氏、劉眷女也。……魏故事、後宮產子將爲儲貳、其母皆賜死。太祖末年、后以舊法薨。」と有り、又『北史』卷十三、后妃列傳上第一にも略同文有り。○明元帝の杜……『魏書』卷十三、皇后列傳第一に「明元密皇后杜氏、魏郡鄴人、陽平王超之妹也。初以良家子選入太子宮、有寵、生世祖。及太宗即位、拜貴嬪。泰常五年薨。」と有り、又『北史』卷十三、后妃列傳上第一にも略同文有り。なお、『魏書』卷四上、世祖紀上に「(泰常七年) 五月、爲監國。」と有り、『北史』卷二、魏本紀第二、世祖太武皇帝紀は「五月、立爲皇太子。」に作り、杜皇后は、その子太武帝が太子となる二年前に死んでいる。○文成帝の妃……『魏書』卷十三、皇后列傳第一に「文成元皇后李氏、梁國蒙縣人、頓丘王峻之妹也。……世祖南征、永昌王仁出壽春、軍至后宅、因得后。……后與其家人送平城宮。高宗登白樓望見美之。……乃下臺、后得幸於齋庫中、遂有娠。……及生顯祖、拜貴人。太安二年、太后令依故事、令后具條記在南兄弟及引所結宗兄洪之、悉以附託。臨訣、每一稱兄弟、輒拊膺慟泣、遂薨。」と有り、又『北史』卷十三、

后妃列傳上第一にも略同文有り。○孝文帝の妃……『魏書』卷十三、皇后列傳第一に「孝文貞皇后林氏、平原人也。……得幸於高祖、生皇子恂。以恂將爲儲貳、太和七年后依舊制薨。高祖仁恕、不欲襲前事、而稟文明太后意、故不果行。」と有り、又『北史』卷十三、后妃列傳上第一にも略同文有り。○世宗の靈后……『魏書』卷十三、皇后列傳第一に「宣武靈皇后胡氏、安定臨涇人、司徒國珍女也。……皆願生諸王・公主、不願生太子。唯后每謂夫人等言『天子豈可獨無兒子、何緣畏一身之死而令皇家不育冢嫡乎』及肅宗在孕、同列猶以故事相恐、勸爲諸計。后固意確然、幽夜獨誓云『但使所懷是男、次第當長子、子生身死所不辭也。』……及肅宗踐阼、尊后爲皇太妃、後尊爲皇太后。臨朝聽政、猶稱殿下、下令行事。……爾朱榮稱兵渡河、太后盡召肅宗六宮皆令入道、太后亦自落髮。榮遣騎拘送太后及幼主於河陰。太后對榮多所陳說、榮拂衣而起。太后及幼主竝沈於河。」と有り、又『北史』卷十三、后妃列傳上第一にも略同文有り。○漢の馬・鄧——後漢の明帝の馬皇后と桓帝の鄧皇后を指す。どちらも皇后や皇太后と爲つて權力を振るつた人物である。『後漢書』卷十上、皇后紀第十上の明德馬皇后に「及帝崩、肅宗即位、尊后曰皇太后。諸貴人當徙居南宮、太后感析別之懷、各賜王赤綬、加安車駟馬、白越三千端、雜帛二千匹、黃金十斤。自撰顯宗起居注、削去兄防參醫藥事。」と有り、同卷十下、皇后紀第十下の桓帝鄧皇后に「及懿獻后崩、梁冀誅、立后爲皇后。……四年、有司奏后本郎中鄧香之女、不宜改易它姓、於是復爲鄧氏。追封贈香車騎將軍安陽侯印綬、更封宣・康大縣、宣爲昆陽君、康爲泚陽侯、賞賜巨萬計。宣卒、贈贈葬禮、皆依后母舊儀。以康弟統襲封昆陽侯、位侍中、統從兄會襲安陽侯、爲虎賁中郎將、又封統弟秉爲涪陽侯。宗族皆列校・郎將。」と有る。○宋の章獻・宣……北宋の眞宗の章獻皇后と英宗の宣仁皇后を指す。どちらも皇太后と爲つて幼帝を擁立し垂簾聽政を行った人物である。『宋史』卷二百四十二、列傳第一后妃上の章獻明肅劉皇后には「眞宗崩、遺詔尊后爲皇太后、軍國重事、權取處分。」と有り、同、英宗宣仁聖烈高皇后には「哲宗嗣位、尊爲太皇太后。驛召司馬光・呂公著、未至、迎問今日設施所宜先。未及條上、已散遣修京城役夫、減皇城規卒、止禁庭工技、廢導洛司、出近侍尤亡

狀者。戒中外母苛斂、寬民間保戶馬。事由中旨、王珪等弗預知。又起文彥博於既老、遣使勞諸途、諭以復祖宗法度爲先務、且令亟疏可用者。」と有る。

【現代語譯】

前漢の武帝は昭帝を皇太子に立てようとした時、それよりも先にその生母である鉤弋夫人に死を賜わった。多分にこれは呂後の禍に懲りたからである。つまるところ北魏は、これを制度として定めた。道武帝は晩年に明元帝を生ませ、皇太子に立てようとした。そしてその生母の劉貴人に死を賜わった。道武帝は明元帝に「昔、前漢の武帝が自身の子を太子に立てようとしてその生母を殺したのは、婦女に國政へ關與させたり、外戚に反亂を起こさせたりしないためである。お前は皇位を繼いでいかねばならないから、私は漢の高祖と同じように、國家長久の計を爲すのだ。」と言った。明元帝が嘆き悲しむ様は我が身に耐えきれないほどだった。道武帝の劉皇后の列傳には「魏のならわしでは、後宮にて子が産まれ、その子を太子とする時は、その生母は必ずそれよりも先に死を賜わった。劉皇后もこのならわしに従って亡くなった」とある。劉皇后とはつまり劉貴人のことである。また明元帝の杜皇后も同じように死んでいる。世祖は即位した時、(實母の杜皇后がすでに死んでいたため)乳母の竇氏をいよいよ奉戴して皇太后とした。文成帝の妃である李氏が宮嬪であった時、獻文帝を出産し、文成帝はこれを太子に立てようとした。馮太后はならわしに依って、李氏に南土にいる兄弟を簡條書きに記録させ、(李氏は)自決に臨み、曾を叩いて(憤りを示しながら)慟哭して死んだ。孝文帝の妃である林氏は、太子の元恂を生んだ。孝文帝は哀れみ深かったため、それまでの事例を踏襲したくなかったが、また馮太后の意志に因って、もとのとおりに惨死させられた。ただ世宗の靈后胡氏が肅宗を妊娠した時、宮廷ではならわしのために諸王や公主を生むことを祈り、太子を生むことを望まなかった。しかし胡氏だけは「天子にどうして太子が

いないことができようか。どうして自分の身が死ぬことを畏れて、皇家に宗嗣を育てさせないことがあるか。」と言った。同じ位にいる者たちが胡氏に勧めて計を爲そうとするも、胡氏は許さなかった。胡氏はかつて「私が懐妊したのは男子です、長男を産みます。我が子が太子となつて我が身が死ぬのは、避けるところではありません。」と誓つて言った。胡氏は肅宗を生んでも、後について死を賜わることがなかった。肅宗が即位すると、尊ばれて皇太后となり、そのまま臨朝稱制し、ほしいま風に風紀を亂し、ついに肅宗を毒殺した。そして北魏はすぐに滅亡し、胡氏も爾朱榮によつて黄河に沈めて殺された。子が太子として貴い地位に就けばその母は殺されるという制度は、言うまでもなく物事を正そうとしてやり過ぎてしまひ損害を招いてしまつた類のものである。後漢の馬皇后や鄧皇后、北宋の章獻皇后や宣仁皇后が、どうしてこれまでに國家に功績が無かつたであろうか。それなのに必ず君主にまず先にその本來の親愛を無くさせてしまえば、それはもはや天下を孝德によつて統治する道義に大いに悖っているのだから、どうやつて天下に君臨するのであろうか。すぐさま患難を防ぐには嚴格な方法ではあるが、しかし偶然に一度でも例外があれば、それより以前の歴代の恨みを重ねた禍は、その(例外となつた)一人に對して恨みを報い、結局國家を滅亡させることになる。これによつて、本來の親愛を無くすことによつて禍を防ぐ者は、なおさら禍を招かなかつたことのないことが分かるであらう。

(石井靖朗)

〔原文〕

16 元魏族誅之法最慘

夷三族本秦之酷法漢文帝始除收帑相坐律然景帝於鼂錯武帝於郭解主父偃等猶皆族誅沿及三國六朝此刑不廢而元魏尤最慘衛王儀之弟觚使于燕爲所殺太祖平中山收害觚者傳高霸程同等夷五族崔浩之誅也清河崔氏無遠近皆死又波及范陽盧氏太原

郭氏河東柳氏則母黨妻黨及女家俱誅矣其時浩等百二十人皆族賴高允諫故僅施之浩世祖曰非允言當有三千人流血矣崔頤崔模與浩敘族因浩平日常輕其家世模曰桃簡「浩小名」止可輕我豈合輕周兒「頤小名」此語流聞已久二家始得免崔寬以遠來疎族亦得免可見當時族誅之令果係同族皆不免也刑罰之濫至此極矣迨孝文帝始減令五族者降止同祖三族者止一門門誅者止其身常員與常禽可誣謗朝政有司奏夷五族詔罪止一門稍輕減矣「孝文帝時崔挺諫曰一人有罪延及閭門則司馬牛受桓魋之罰柳下惠嬰盜跖之誅不亦哀乎故帝減其制」然一人犯法累及門族仕宦時未必共享其福誅戮時乃共受其禍揆諸罪人不孥之義可痛心也卒之河陰之役諸元爲爾朱氏殲滅幾盡北齊文宣帝又以光武中興爲王莽殺諸劉不盡乃大殺元氏子孫本紀謂殺三千餘人元韶傳謂死者七百二十餘人豈非當日族誅之報耶後世惟謀反者門誅謀叛者其孥僅流徙可謂仁至義盡矣「唐李錡反伏誅詔削一房屬籍宰相問蔣又一房自大功乎又曰大功錡之從父昆弟其祖神通有功可昧其勳乎日期可乎又日期者錡昆弟其父若幽死社稷可盡削其子乎乃止錡一身及其子息是門房亦尙無定制也」

【書中トク】

元魏は族誅の法最も慘なり

三族を夷するは秦の酷法に本づき、漢の文帝始めて收帑相坐するの律を除く。然れども景帝の鼂錯に於ける、武帝の郭解・主父偃に於ける等、猶ほ皆族誅せらる。沿りて三國六朝に及ぶも、此の刑廢せられず、而も元魏は尤最も慘なり。衛王儀の弟觚燕に使し爲に殺さる。太祖中山を平げ、觚を害する者傳高霸・程同等を收め、五族を夷す。崔浩の誅せらるや、清河の崔氏遠近と無く皆死され、又范陽の盧氏、太原の郭氏、河東の柳氏に波及し、則ち母黨、妻黨及び女家俱に誅せらるなり。其の時浩等百二十人皆族せられ、高允の諫に頼り、故に僅かに之を浩に施す。世祖曰く「允の言あるに非ざれば、當に二三千人血を流すこと有るべきなり。」と。崔頤・崔模は浩と族を敘し、浩平日常に其の家世を輕

んずるに因り、模曰く「桃簡「浩の小名」止だ我を輕んず可くも、豈に合に周兒「頤の小名」を輕んずべけんや。」と。此の語流聞すること已に久しければ、二家始めて免るるを得たり。崔寬＊も遠來の疎族を以て亦た免るるを得たり。見る可し、當時の族誅の令、果たして同族に係れば皆免れざるなり。刑罰の濫此に至り極まれり。孝文帝に迫り始めて滅じて五族の者をして降りて同祖に止めしめ、三族の者をして一門に止めしめ、門誅の者をして其の身のみ止めしむ。常＊員と常禽可と朝政を誣謗し、有司五族を夷せんと奏するも、詔して罪は一門に止めしむは、稍々輕減するなり「孝文の時、崔挺諫めて曰く「一人罪有れば、延きて閹門に及べば則ち司馬牛 桓魋の罰を受け、柳下惠 盜跖の誅に嬰かる、亦た哀しからずや。」と。故に帝其の制を減ず。」然れども一人法を犯せば累門族に及ぶ。仕宦の時未だ必ずしも共に其の福を享げざるも、誅戮の時乃ち共に其の禍を受く。諸人を罪して孥せざるの義に揆はかれば心を痛む可きなり。卒にわかにして河陰の役、諸元爾朱氏の爲に殲滅せられ幾ど盡く。北齊の文宣帝又以へらく光武の中興せるは、王莽 諸劉を殺すも盡くさざるが爲めとし、乃ち大いに元氏の子孫を殺す。本紀＊に三千餘人を殺すと謂ひ、元韶傳＊に死者七百二十餘人と謂ふは、豈に當日の族誅の報に非ずや。後世は惟だ反を謀る者門誅せられ、叛を謀る者の其の孥は僅かに流徙せらる。仁至り義盡くると謂ふ可し「唐の李錡反して誅に伏す。詔して一房の屬籍を削らんとす。宰相 蔣乂に問ふ「一房は大功に自るか。」と。又曰く「大功は錡の從父昆弟、其の祖神通は功有れば、其の勳を昧くす可けんや。」と。曰く「期は可なるか。」と。又曰く「期は錡の昆弟、其の父若幽 社稷に死す、盡く其の子を削る可けんや。」と。乃ち錡の一身及び其の子息に止む。是れ門房も亦た尙ほ定制無きなり。」。

【語注】

○三族を夷す……『史記』卷五、秦本紀第五に「(文公)二十年、法初有三族之罪。……。(武公)三年、誅三父等而夷

三族、以其殺出子也。」と有り、裴駟『史記集解』所引張晏の注に「父母・兄弟・妻子也。」と有り、同如淳の注に「父族・母族・妻族也。」と有り、『漢書』卷一下、高帝紀第一下、九年十二月條の顔師古注はこの兩注を引き、如淳説を是とする。○漢の文帝始……『漢書』卷四、文帝紀第四に「(元年)十二月、……。盡除收帑相坐律令。」と有り、顔師古所引應劭注に「帑、子也。秦法、一人有罪并其室家。今除此律。」と有り。○景帝の鼂錯……『漢書』卷四十九、鼂錯傳第十九に「丞相青翟・中尉嘉・廷尉歐劾奏錯曰「吳王反逆亡道、欲危宗廟、天下所當共誅。今御史大夫錯議曰「兵數百萬、獨屬羣臣、不可信、陛下不如自出臨兵、使錯居守。徐・僮之旁吳所未下者可以豫吳。」錯不稱陛下德信、欲疏羣臣百姓、又欲以城邑豫吳、亡臣子禮、大逆無道。錯當要斬、父母妻子同產無少長皆棄市。臣請論如法。」制曰「可。」錯殊不知。乃使中尉召錯、給載行市。錯衣朝衣斬東市。」と有り。○武帝の郭解……『史記』卷一百二十四、游侠列傳第六十四に「軹有儒生侍使者坐、客譽郭解、生曰「郭解專以姦犯公法、何謂賢。」解客聞、殺此生、斷其舌。吏以此責解、解實不知殺者。殺者亦竟絕、莫知爲誰。吏奏解無罪。御史大夫公孫弘議曰「解布衣爲任俠行權、以睚眦殺人、解雖弗知、此罪甚於解殺之。當大逆無道。」遂族郭解翁伯。」と有り、『漢書』卷九十二、游侠傳第六十二にも略同文有り。○主父偃に於……『史記』卷一百一十二、主父列傳第五十二に「趙王恐其爲國患、欲上書言其陰事、爲偃居中不敢發。及爲齊相出關、卽使人上書、告言主父偃受諸侯金、以故諸侯子弟多以得封者。及齊王自殺、上聞大怒、以爲主父劫其王令自殺、乃徵下吏治。主父服受諸侯金、實不劫王令自殺。上欲勿誅。是時公孫弘爲御史大夫、乃言曰「齊王自殺無後、國除爲郡入漢。主父偃本首惡、陛下不誅主父偃、無以謝天下。」乃遂族主父偃。」と有り、『漢書』卷一百一十二、主父列傳第五十二にも略同文有り。その他、『史記』及び『漢書』の諸傳を見るに、武帝期に族誅を受けた者には、匈奴に降つた李陵、巫蠱の族滅を受けた李廣利・公孫賀・公孫敖・趙破奴、巫蠱を治めた江充などがある。○三國六朝に……例えは『三國志』卷五十九、吳書十四、吳主五子傳第十四、孫奮傳に「建衡二年、孫皓左夫人王氏卒。皓哀念過甚、朝夕哭臨、

數月不出、由是民間或謂皓死、訛言奮與上虞侯奉富有立者。奮母仲姬墓在豫章、豫章太守張俊疑其或然、掃除墳塋。皓聞之、車裂俊、夷三族、誅奮及其五子、國除。」と有り、『南史』卷七十四、列傳第六十四、孝義傳下、趙跋扈傳に「兄震動富於財、太守樊文茂求之不已、震動怒曰『無厭將及我。』」文茂聞其語、聚其族誅之。」と有る。○衛王儀の弟——『魏書』卷十五、昭成子孫列傳第三、秦明王翰傳に「烈弟觚、勇畧有膽氣、少與兄儀從太祖、侍衛左右。使於慕容垂、垂末年、政在羣下、遂止觚以求賂。太祖絕之。觚率左右數十騎、殺其衛將走歸。爲慕容寶所執、歸中山、垂待之逾厚。觚因留心學業、誦讀經書數十萬言、垂之國人咸稱重之。太祖之討中山、慕容普麟既自立、遂害觚以固衆心、太祖聞之哀慟。及平中山、發普麟柩、斬其尸、收議害觚者高霸・程同等、皆夷五族、以大刃剉殺之。」と有る。又『北史』卷十五、列傳第三、魏諸宗室傳、昭成子孫、秦王翰傳に略同文有り、「高霸」を「傳高霸」に作る。○崔浩の誅せ——『魏書』卷三十五、列傳第二十三、崔浩傳に「眞君十一年六月誅浩、清河崔氏無遠近、范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏・皆浩之姻親、盡夷其族。初、郗標等立石銘刊國記、浩盡述國事、備而不典。而石銘顯在衢路、往來行者咸以爲言、事遂聞發。有司按驗浩、取祕書郎史及長曆生數百人意狀。浩伏受賅、其祕書郎史已下盡死。」と有る。又『北史』卷二十一、列傳第九、崔浩傳に略同文有り。○高允の諫に——『魏書』卷四十八、列傳第三十六、高允傳に「時世祖怒甚、敕允爲詔、自浩已下、僮吏已上百二十八人皆夷五族。允持疑不爲、頻詔催切。允乞更一見、然後爲詔。詔引前、允曰『浩之所坐、若更有餘讐、非臣敢知。直以犯觸、罪不至死。』」世祖怒、命介士執允。恭宗拜請。世祖曰『無此人忿朕、當有數千口死矣。』」浩竟族滅、餘皆身死。」と有る。又『北史』卷三十一、列傳第十九、高允傳に略同文有り。○崔頤・崔模は——『魏書』卷三十五、列傳第二十三、崔浩傳に「始浩與冀州刺史曠・滎陽太守模等年皆相次、浩爲長、次模、次曠。三人別祖、而模・曠爲親。浩恃其家世魏晉公卿、常侮模・曠。模謂人曰『桃簡正可欺我、何合輕我家周兒也。』」浩小名桃簡、曠小名周兒。世祖頗聞之、故誅浩時、二家獲免。」と有る。又『北史』卷二十四、列傳第十二、崔頤傳に略同文有り。○崔寬

も遠來……『魏書』卷二十四、列傳第十二、崔玄伯傳に「清河崔寬、字景仁。……初、寬之通款也、見司徒浩。浩與相齒次、厚存撫之。及浩誅、以遠來疏族、獨得不坐。」と有り、『北史』卷二十一、列傳第九、崔浩傳に略同文有り。○孝文帝に迨……『魏書』卷七上、高祖孝文帝紀第七上に「太和五年三月」己巳、車駕還宮。詔曰『法秀妖詐亂常、妄說符瑞、蘭臺御史張求等一百餘人、招結奴隸、謀爲大逆、有司科以族誅、誠合刑憲。且矜愚重命、猶所弗忍。其五族者降止同祖。三族止一門。門誅止身。』と有り、『北史』卷三、魏高祖孝文帝紀第三に略同文有り。○常員と常禽……常員と常禽可は、文成帝の乳母にして皇太后となつた常氏の從兄常詵の子常員と、常員の兄常伯夫の子常禽可のこと。『魏書』卷八十三上、列傳外戚第七十一上、閻毗傳に「後員與伯夫子禽可共爲飛書、誣謗朝政。事發、有司執憲、刑及五族。高祖以昭太后故、罪止一門。詵年老、赦免歸家、恕其孫一人扶養之、給奴婢田宅。其家僮入者百人、金錦布帛數萬計、賜尙書以下宿衛以上。其女婿及親從在朝、皆免官歸本鄉。」と有り。又『北史』卷八十、列傳第六十八、外戚傳に略同文有り。○崔挺諫めて……『魏書』卷五十七、列傳第四十五、崔挺傳に「時以犯罪配邊者多有逃越、遂立重制、一人犯罪逋亡、合門充役。挺上書、以爲周書父子罪不相及。天下善人少、惡人多、以一人犯罪、延及合門。司馬牛受桓魋之罰、柳下惠嬰盜跖之誅、豈不哀哉。辭甚雅切、高祖納之。」と有り。又『北史』卷三十二、列傳第二十、崔挺傳に略同文有るも、司馬牛・柳下惠の記述は無し。○河陰の役……孝文帝の孫である孝明帝の末年、胡太后を牽制するために招かれた爾朱榮の起こした反亂。孝文帝の崩じた三十年後のことであり、この六年後に北魏は東西に分裂する。『魏書』卷十、孝莊紀第十に「(武泰元年四月)庚子、車駕巡河、西至陶渚。榮以兵權在己、遂有異志。乃害靈太后及幼主、次害無上王劭・始平王子正、又害丞相高陽王雍・司空公元欽・儀同三司元恆芝・儀同三司東平王暉・廣平王悌・常山王韶・北平王超・任城王彝・趙郡王毓・中山王叔仁・齊郡王溫・公卿已下二千餘人。列騎衛帝、遷於便幕。既而榮悔、稽顙謝罪。語在榮傳。」と有り。又『北史』卷五、魏本紀第五にも類似の文有り。○本紀に三千……『北史』卷七、齊本紀中第七

に「(天保十年)五月癸未、誅始平公元世・東平公元景式等二十五家、禁止特進元詔等十九家。尋竝誅之、男子無少長皆斬、所殺三千人、竝投漳水。」と有る。『北齊書』卷四、文宣紀第四にも類似の文が見られるが、「尋竝」以下の記述無し。○元詔傳に死……『北齊書』卷二十八、列傳第二十、元詔傳に「(天保)十年、太史奏云『今年當除舊布新。』文宣謂詔曰『漢光武何故中興。』詔曰『爲誅諸劉不盡。』於是乃誅諸元以厭之。遂以五月誅元世哲・景式等二十五家、餘十九家竝禁止之。詔幽於京畿地牢、絕食、啗衣袖而死。及七月、大誅元氏、自昭成已下竝無遺焉。或父祖爲王、或身常貴顯、或兄弟強壯、皆斬東市。其嬰兒投於空中、承之以稍。前後死者凡七百二十一人、悉投屍漳水。剖魚多得爪甲、都下爲之久不食魚。」と有り、『北史』卷十九、列傳第七、獻文六王傳にも同文有り。○唐の李錡反……李錡は、建國の功臣淮安王李神通の子淄川王李孝同の曾孫である李國貞(初名は若幽)の子。『新唐書』卷一百三十二、列傳第五十七、蔣乂傳に「李錡誅、詔宗正削一房屬籍。宰相召乂問『一房自大功可乎。』答曰『大功、錡之從父昆弟。其祖神通有功、配饗於廟、雖裔孫之惡、而忘其勳、不可。』『自期可乎。』曰『期者錡昆弟。其父若幽死社稷、今以錡連坐、不可。』執政然之。故罪止錡及子息、無旁坐者。」と有る。『舊唐書』蔣乂傳には見られないが、同卷一百一十二、列傳第六十二、李國貞・子錡傳に、「宰相鄭綱等議錡所坐、親疏未定。乃召兵部郎中蔣武問曰『詔罪李錡一房、當是大功內耶。』武曰『大功是錡堂兄弟、即淮安王神通之下、淮安有大功於國、不可以孽孫而上累。』又問『錡親兄弟從坐否。』武曰『錡親兄弟是若幽之子、若幽有死王事之功。如令錡兄弟從坐、若幽即宜削籍、亦所未安。』宰相頗以爲然、故誅錡詔下、唯止元惡一房而已。」と有る(蔣武は蔣乂の初名)。なお、「大功」は五服の内三番目に重い服喪、「期(不杖期・杖期)」は二番目に重い服喪であり、近しい親族ほど服すべき喪が重くなり、軽くなるほど遠縁であることを示す。

三族を誅殺することは、秦の過酷な法に基づいており、前漢の文帝が初めて一族連座の律を廢止した。しかしながら前漢の景帝は鼂錯に對して、武帝は郭解や主父偃に對してなどは、まだなお一族全て誅殺されていた。そうして三國や六朝時代に及んでもこの刑罰は廢止される事無く、しかも北魏の時が最も重く殘酷であった。衛王拓跋儀の弟である拓跋觚は燕に使者として行き殺された。太祖は中山を平定し、拓跋觚を殺害した傳高霸や程同らを捕らえて、その五族全てを誅殺した。崔浩が誅殺されたときには、崔浩の一族である清河の崔氏の遠縁近親關係無く皆殺しにされ、又范陽の盧氏や太原の郭氏、河東の柳氏といった母方の一族や妻の一族と嫁いだ女性たちの一族にもその被害が及び、ともに誅殺された。その時崔浩ら百二十人全員が誅殺され、高允が世祖（太武帝）を諫めたことによって、族誅は崔浩にのみ適用された。世祖は「高允の諫言が無かつたならば、まさに二、三千人の流血を生じたことであろう。」と言った。崔頤と崔模は崔浩と共通の先祖を持つ同族であり、崔浩が常日頃から崔頤と崔模の一族を輕視していたため、崔模は「桃簡「崔浩の幼名」が私を輕視するだけならまだしも、どうして周兒「崔頤の幼名」を輕視できるのだ」と言った。この話はすでに長いこと人に噂されていたので、それによって崔頤と崔模の一族は族誅を免れることができた。崔寬は遠く離れた傍流の一族ということで免れることができた。ここに、當時の族誅の命令は、實に同族に列なる者全てが免れないものであったことを見ることができる。刑罰の亂れも行き着くところまで行ってしまったのである。孝文帝の治世になって始めて減刑され、五族の者を對象としていた族誅は同祖に止め、三族を對象としていた族誅は一門に止め、一門を對象としていたものは當事者のみに止めさせた。（孝文帝の時代に昭太后の一族である）常員と常禽可が朝政を誇り、有司は五族を誅殺することを上奏したが、詔を下して罪を一門に止めさせたということは、次第に輕減されていたのである。「孝文帝の時に、崔挺が「一人が罪を犯したからと、一族全てに波及させてしまえば、司馬牛は兄桓魋への罰を受ける

こととなり、柳下惠は弟盜跖への誅殺を被ってしまい、なんと哀しいことでしょうか。」と諫めたため、孝文帝は族誅の法を軽減した。」しかしながら一人が法を犯せば一族の者に禍が及ぶ（ことには變わりがない）。仕官した時には一緒にその恩恵を受けるとは限らないのに、誅戮される時には一緒にその禍を受ける。これを（『孟子』梁惠王下の）「人に刑罰を下しても妻子には及ばさない」という言葉の意義に照らして推し量れば、心を痛むべき事態である（ことに變わりがない）。すぐに河陰の役が起き、多くの元氏が爾朱榮によつて殲滅され、元氏は滅びかけた。北齊の文宣帝もまた、光武帝が漢を中興したのは、王莽が多くの劉氏を殺しながらも根絶やしにできなかったためであると考え、そこで元氏の子孫を大殺戮した。文宣帝の本紀に三千人餘りを殺したと言ひ、元詔傳に死者七百二十人餘りと言ひのは、なんとまあ、當日の族誅の報告ではあるまいか。後世ではただ（國家への反亂を企てる）謀反を起こした者だけが一門を誅殺され、（國外と通じるなどして國に害を爲す）謀叛を起こした者の妻子はただ流罪となつた。人情も盡くし、義理も果たされていくというべきである。「唐の李錡が反亂を起こし、誅殺された。詔が下されて一族の屬籍を削除することとなつた。宰相は蔣乂に「一族は大功の喪の及ぶ範圍でよいか。」と尋ねた。蔣乂は「大功では李錡の父方のいとこを含み、その祖先である李神通には（建國開業の）功績が有るので、その功勞に泥を塗つてもよろしいものでしょうか。」と言つた。宰相は「不杖期の喪の及ぶ範圍ならばよいであろうか。」と尋ねた。蔣乂は「不杖期では李錡の兄弟を含み、彼らの父親である李若幽は社稷のために死んでおります。その子をすべてを屬籍から削除してよろしいでしょうか。」と言つた。そこで罰するのは李錡自身とその子息に止めた。一門の族誅の法もまた依然として（その對象範圍に）定まつたきまりが無かつたのである。」

（石井靖朗）

【原文】

17 元魏百官無俸

北魏之制百官皆無祿高允在世祖時猶令諸子樵採以自給至孝文帝始班俸祿戶增調三匹穀二斛九升以爲官司之祿以十月爲首每季一請又于忠傳高祖以國用不足百官之祿四分減一至忠得政始復之是制祿後又有減削也北齊文宣紀自魏孝莊後百官絕祿文宣卽位始復給焉則于忠復額俸之後孝莊時又停直至齊文宣再給也

【書影トク】

元魏百官に俸無し

北魏の制、百官皆祿無し。高允世祖の時に在り、猶ほ諸子をして樵採し以て自給せしむるがごとし。孝文帝に至り、始めて俸祿を班わかち、戸ごとに調三匹、穀二斛九升を増し以て官司の祿と爲す。十月を以て首はじめと爲し、季毎に一たび請ふ。又于忠傳に「高祖、國用の足らざるを以て、百官の祿、四分して一を減ず。忠の政を得るに至り、始めて之を復す。」と。是れ祿を制すること、後に又減削する有るなり。北齊文宣紀に「魏の孝莊より後、百官祿を絶つ。文宣位に卽き、始めて復た焉に給す。」と。則ち于忠額俸を復するの後、孝莊の時又停み、直ちに齊の文宣に至り、再び給するなり。

【語注】

○高允世祖の……『魏書』卷四十八、列傳第三十六、高允傳に「時百官無祿、允常使諸子樵采自給。」とある。なお『北史』卷三十一、列傳第十九、高允傳は「常」を「恆」に作る。○孝文帝に至……『魏書』卷七上、高祖紀第七上に「太和八年」六月丁卯詔曰『置官班祿、行之尙矣。……自中原喪亂、茲制中絶、先朝因循、未遑釐改。……故憲章舊典、

始班俸祿。罷諸商人、以簡民事。戶增調三匹・穀二斛九斗、以爲官司之祿。……。」(九月) 戊戌、詔曰『俸制已立、宜時班行。其以十月爲首、每季一請。』於是内外百官、受祿有差。」と有り、『北史』卷三、魏高祖孝文帝紀第三にも略同文有り。○又于忠傳に……『魏書』卷三十一、列傳第十九、于忠傳に「初、太和中軍國多事、高祖以用度不足、百官之祿四分減一。忠既擅權、欲以惠澤自固、乃悉歸所減之祿、職人進位一級。」と有り、『北史』卷二十三、列傳第十一、于忠傳に略同文有り。○北齊文宣紀……『北齊書』文宣紀にこの字句は見えない。『北史』卷七、齊本紀中第七には、天保元年夏五月戊午條に「自魏孝莊已後、百官絕祿、至是復給焉。」と有り。

【現代語譯】

北魏の制度では、官吏たちに俸給はなかった。高允は世祖(太武帝)の治政の時に生きたが、子供たちにたきぎを探らせて自給していたような有り様であった。(高祖)孝文帝の代になって、始めて俸祿を分け與えた。各家ごとに税を絹三匹、穀物二斛九升増して(徴收し)、それを官廳の俸祿に當てた。十月を始まりとして、季節ごとに一回(俸祿を)請求して受け取ることができた。また『魏書』の于忠傳に「高祖は國費が官吏の俸給を支拂うのに足らないことから、俸給を四分一減らした。(孝明帝の初年に)于忠が政治を行うようになって、始めて俸給を元に戻した。」とある。つまり一度俸祿を制定して、その後また額を減じたのである。北齊の文宣帝の本紀に「魏の孝莊から後、百官は俸給がなくなつた。文宣が即位し、始めてまた支給された。」とある。そうすると于忠が俸給を元に戻した後、(孝明帝の次代の)孝莊帝の時にまた支給は止まり、やっと齊の文宣の時になってから再び支給されたのである。

〔原文〕

18 華林園有三處

六朝時華林園凡有三處其在洛陽者裴松之魏志註云本東漢之芳林園魏明帝青龍三年於其中起陂池楫棹越歌又魏略明帝起土山於芳林園西北陬使羣臣皆負土成山樹松柏竹木於其上捕山禽雜獸於其中及齊王芳即位以芳字犯諱乃改爲華林後北魏孝文帝遷洛又葺之魏書崔長文傳孝文帝遷洛命長文營構華林園又茹皓傳皓領華林諸作爲山於天淵池西探北邙佳石徙竹汝穎頗有雅致太和二十年二月幸華林園聽訟于都亭八月又幸華林親錄囚徒二十二年八月講武于華林孝明帝熙平元年詔放華林野獸於山澤孝昌二年詔直言敢諫之士大集華林東門人別引見共論得失爾朱兆破元顥孝莊帝渡河先入居華林園又南安王正爲相州刺史帝餞之於華林都亭詔竝賦詩不能者聽射北海王詳常別住華林園西隅宣武帝每潛至其處肆飲終日楊椿告老孝莊帝宴於華林園下御座執手流涕楊津傳咸陽王禧反宣武帝馳入華林園惟津不同逆高肇傳宣武引見肇於華林肇惶懼舉動失儀此洛陽之華林園也其在鄴都者晉載記石虎使張羣發近郡男女十六萬車十萬運土築華林苑于鄴北又鑿北城引水以灌之蓋仿洛陽之華林園爲之其後東魏遷鄴仍以爲游幸之所孝靜帝天平四年幸華林園理訟元象元年幸華林都堂聽訟又嘗宴高澄於華林園北齊孝昭帝篡位時令平秦王高歸彥引侍衛之士向華林園斬娥永樂武成帝寵其子儼以爲中丞大司徒使以鹵簿儀衛導之出帝與胡后在華林東門隔幕觀之北鄴中之華林園也其在建業者金陵新志云在臺城內本吳舊宮苑也晉南渡後做洛陽園名而葺之宋武帝永初二年四月聽訟於華林園少帝於華林園爲列肆親自酤賣文帝又築景陽山於華林園齊東昏於華林設市所謂至尊屠肉潘妃沽酒梁武帝命於華林園總集釋典簡文帝遊華林謂左右曰會心處不必在遠翳然林木便自有濠濮閒想此建康之華林園也三處皆有華林園闕史者幾致淆惑故分析於此蓋其始本自洛陽有華林園因而晉南渡後以吳時舊宮苑仿之於是有建康之華林石虎都鄴亦仿洛陽規制於是有鄴都之華林古時宮苑多有仿舊名而爲之者如長安有樂遊原乃漢宣帝建築遊廟於其地因有此名後隋文帝既遷長安於故城北二十餘里而唐時太平公主築池觀於樂遊原上則必非漢時樂遊舊地可知地改而名仍舊也又金陵亦有樂遊苑建康實錄宋

文帝元嘉二十一年七月甘露降樂遊苑顧野王輿地志所謂覆舟山在樂遊苑內是也漢武帝鑿昆明池于上林以肄舟師而金陵之元武湖亦號昆明池太平御覽京都記齊武帝習水軍于其中號曰昆明池沈約登覆舟山詩所謂南瞻儲胥館北望昆明池是也

【書キトコ】

華林園に三處有り

六朝の時、華林園に凡そ三處有り。其の洛陽に在る者は、裴松之の魏志の註に云ふ「本東漢の芳林園、魏の明帝の青龍三年、其の中に於いて陂池を起こし、楫棹越歌す。」と。又魏略に「明帝土山を芳林園の西北の阪に起こし、羣臣をして皆土を負ひ山を成さしめ、松柏竹木を其の上に樹ゑ、山禽雜獸を其の中に捕ふ。」と。齊王芳位に即くに及び、芳字諱を犯すを以て、乃ち改めて華林と爲す。後、北魏の孝文帝洛に遷り、又之を葺く。魏書崔長文傳に「孝文帝洛に遷り、長文に命じて華林園を營構せしむ。」と。又茹皓傳に「皓華林の諸作を領し、山を天淵池の西に爲り、北邙の佳石を採り、竹を汝・潁より徙し、頗る雅致有り。」と。太和二十年二月、華林園に幸し、訟を都亭に聽く。八月、又華林に幸し、親ら囚徒を録す。二十二年八月、武を華林に講ず。孝明帝の熙平元年、詔して華林の野獸を山澤に放つ。孝昌二年、詔して直言・敢諫の士をして、大いに華林の東門に集まらしめ、人別引見し、共に得失を論ぜしむ。爾朱兆二元顛を破り、孝莊帝河を渡り、先づ華林園に入居す。又南安王正に相州刺史と爲り、帝之を華林の都亭に餞し、詔して竝詩を賦せしめ、能はざる者は射を聽さしむ。北海王詳常に別して華林園の西隅に住み、宣武帝毎に潛かに其の處に至り、肆に飲すること終日なり。楊椿老を告げ、孝莊帝華林園に宴し、御座を下り、手を執り涕を流す。楊津傳に「咸陽王禧反し、宣武帝華林園に馳入す。惟だ津のみ逆に同ぜず。」と。高肇傳に「宣武肇を華林に引見す。肇惶懼し、舉動儀を失ふ。」と。此れ洛陽の華林園なり。其の鄴都に在る者は、晉の載記に「石虎張羣をして近郡の男女十六萬・車十萬を發し、土を

運び華林苑を鄴の北に築かしむ。又北城を鑿ち、水を引き以て之に灌ぐ。」と。蓋し洛陽の華林園に仿ひて之を爲る。其の後東魏鄴に遷り、仍ほ以て游幸の所と爲す。孝靜帝の天平四年、華林園に幸し訟を理む。元象元年、華林の都堂に幸し訟を聴く。又嘗て高澄を華林園に宴す。北齊の孝昭帝篡位の時、平秦王高歸彥をして侍衛の士を引き、華林園に向ひ、娥永樂を斬らしむ。武成帝其の子儼を寵し、以て中丞・大司徒と爲し、鹵簿・儀衛を以て之を導き出ださしむ。帝は胡后と華林の東門に在り、幕を隔て之を觀る。此れ鄴中の華林園なり。其の建業に在る者は、金陵新志に云ふ「臺城の内に在りて、本は吳の舊宮の苑なり。」と。晉の南渡の後、洛陽の園名に倣ひて之を葺く。宋の武帝の永初二年四月、訟を華林園に聴く。少帝華林園に於いて列肆を爲し、親自ら酤賣す。文帝又景陽山を華林園に築く。齊の東昏華林に於いて市を設く。所謂至尊肉を屠り、潘妃酒を沾るなり。梁の武帝命じて華林園に於いて釋典を總集せしむ。簡文帝華林に遊び、左右に謂ひて曰く「會心の處、必ずしも遠きに在らず、翳然たる林木、便ち自ら濼濮の間の想ひ有り。」と。此れ建康の華林園なり。三處皆華林園有り、史を閱る者幾ど淆惑を致す。故に此に分析す。蓋し其の始め本より洛陽に華林園有るにより、因りて晉の南渡の後、吳時の舊宮の苑を以て之に仿ふ。是に於いて建康の華林有り。石虎鄴に都し、亦た洛陽の規制に仿ふ。是に於いて鄴都の華林有り。古時の宮苑多く舊名に仿ひて之を爲す者有り。長安に樂遊原有るが如きは、乃ち漢の宣帝樂遊廟を其の地に建て、因りて此の名有り。後に隋の文帝既に長安を故城の北二十餘里なるより遷し、而して唐の時太平公主池觀を樂遊原上に築けば、則ち必ず漢の時の樂遊の舊地に非ざること、知る可し。地改まるも名は舊に仍るなり。又金陵にも亦た樂遊苑有り。建康實錄に「宋の文帝の元嘉二十一年七月、甘露樂遊苑に降る。」と。顧野王の輿地志に所謂「覆舟山樂遊苑の内に在り。」は是れなり。漢の武帝昆明池を上林に鑿ち、以て舟師を肄ふ。而して金陵の元武湖も亦た昆明池と號す。太平御覽の京都記に「齊の武帝水軍を其の中に習ひ、號して昆明池と曰ふ。」と。沈約の覆舟山に登るの詩に所謂「南に儲胥館を瞻、北に昆明池を望む」は是れなり。

【語注】

○裴松之の魏……『三國志』卷三、魏書、明帝紀第三、青龍三年の裴注所引『魏畧』に「是年起太極諸殿、築總章觀、高十餘丈、建翔鳳於其上。又於芳林園中起陂池、楫權越歌。」と有る。○魏略に「明帝……『三國志』卷三、魏書、明帝紀第三、景初元年十二月條の裴注所引『魏略』に「起土山于芳林園西北阪、使公卿羣僚皆負土成山、樹松竹雜木葺草於其上、捕山禽雜獸置其中。」と有る。○齊王芳位に……『三國志』卷二、魏書、文帝紀第二、黃初四年九月條の裴注所引『魏書』に「是冬、甘露降芳林園。」と有り、次いで「臣松之按、芳林園即今華林園、齊王芳即位、改爲華林。」と有る。○魏書崔長文……『魏書』卷六十七、列傳第五十五、崔光傳に「光從祖弟長文、字景翰。少亦徙於代都、聰敏有學識。太和中、除奉朝請。遷洛、拜司空參軍事、營構華林園。」と有る。なお『北史』卷四十四、列傳第三十二、崔光傳には見えず。○茹皓傳に「皓……『魏書』卷九十三、列傳恩倖第八十一、茹皓傳に「遷驃騎將軍、領華林諸作。皓性微工巧、多所興立。爲山於天淵池西、採掘北邨及南山佳石。徙竹汝穎、羅蒔其間、經構樓館、列於上下。樹草栽木、頗有野致。」と有る。『北史』卷九十二、列傳第八十、恩幸傳、茹皓傳に略同文有り。○太和二十年……『魏書』卷七下、高祖孝文帝紀第七下、太和二十年に「二月辛丑、帝幸華林、聽訟於都亭。……庚戌、幸華林、聽訟於都亭。……八月壬辰朔、幸華林園、親錄囚徒、咸降本罪二等決遣之。」と有る。又『北史』卷三、魏本紀第三、高祖孝文帝紀に同文有り。○二十二年八……『魏書』卷七下、本紀第七下、太和二十一年に「八月甲戌、講武於華林園。」と有る。又『北史』卷三、魏本紀第三、高祖孝文帝紀も太和二十一年八月條に同文有り。○孝明帝の熙……『魏書』卷九、肅宗孝明帝紀第九、熙平元年五月に「庚午、詔放華林野獸於山澤。」と有る。又『北史』卷四、魏肅宗孝明帝紀第四に同文有り。○孝昌二年、詔……『魏書』卷九、肅宗孝明帝紀第九、孝昌二年に「六月」戊子、詔曰『自運屬艱棘、歷載於茲……當親自招募、收集忠勇。其有直言・正諫之士、敢決徇義之夫、二十五日悉集華林東門、人別引見、共論得失。……』

と有る。又『北史』卷四、魏肅宗孝明帝紀第四に略同文有り。○爾朱兆元顥……『魏書』卷十、敬宗孝莊帝紀第十、永安二年に「秋七月戊辰、都督尔朱兆・賀拔勝從硤石夜濟、破顥子冠受及安豐王延明軍、元顥敗走。庚午、車駕入居華林園、昇大夏門、大赦天下。」と有り、同卷七十四、列傳第六十二、尔朱榮傳に「榮乃令都督尔朱兆等率精騎夜濟、登岸奮擊。顥子領軍將軍冠受率馬步五千拒戰、兆大破之、臨陳擒冠受。延明聞冠受見擒、遂自逃散、顥便率麾下南奔。事在其傳。車駕渡河、入居華林園。」と有る。又『北史』卷五、魏敬宗孝莊帝紀第五・同卷四十八、列傳三十六、尔朱榮傳に略同文有り。○南安王正に……此處で謂う南安王は元楨を指す。『魏書』卷十九下、景穆十二王列傳第七下、南安王楨傳に「又以楨議定遷都、復封南安王、食邑一千戶。出爲鎮北大將軍・相州刺史。高祖錢楨於華林都亭。詔曰『從祖南安、既之蕃任、將曠違千里、豫懷惘戀。然今者之集、雖曰分歧、實爲曲宴、竝可賦詩申意。射者可以觀德、不能賦詩者、可聽射也。當使武士彎弓、文人下筆。』高祖送楨於階下、流涕而別。」と有る。又『北史』卷十八、列傳第六、景穆十二王傳下、南安王楨傳に「以議定遷都、復封南安王、爲鎮北大將軍・相州刺史。帝錢楨於華林都亭、詔竝賦詩、不能者、竝可聽射、當使武士彎弓、文人下筆。帝送楨下階、流涕而別。」と有る。○北海王詳常……『魏書』卷二十一上、獻文六王列傳第九上、北海王詳傳に「詳常別住華林園之西隅。與都亭宮館密邇相接、亦通後門。世宗每潛幸其所、肆飲終日、其寵如此。」と有る。又『北史』卷十九、列傳第七、獻文六王、北海王詳傳に略同文有り。○楊椿老を告……『魏書』卷五十八、列傳第四十六、楊椿傳に「上書頻乞歸老、詔曰『椿國之老成、方所尊尙、遽以高年、願言致仕、顧懷舊德、是以未從。但告謁頻煩、辭理彌固、以茲難奪、又所重違、今使允其雅志。可服侍中朝服、賜服一具・衣一襲・八尺牀帳・几杖、不朝、乘安車、駕駟馬、給扶、傳詔二人、仰所在郡縣、時以禮存問安否。方乖詢訪、良用愜然。』椿奉詔於華林園、帝下御座執椿手流淚曰『公、先帝舊臣、實爲元老、今四方未寧、理須諮訪。但高尚其志、決意不留、既難相違、深用悽愴。』椿亦歔歔欲拜、莊帝親執不聽。」と有る。又『北史』卷四十一、列傳第二十九、楊椿傳に略文有り。○楊津傳に「咸

…『魏書』卷五十八、列傳第四十六、楊津傳に「景明中、世宗遊於北邙、津時陪從。太尉・咸陽王禧謀反、世宗馳入華林。時直閣中有同禧謀、皆在從限。及禧平、帝顧謂朝臣曰『直閣半爲逆黨、非至忠者安能不預此謀。』因拜津左中郎將。遷驍騎將軍、仍直閣。」と有る。又『北史』卷四十一、列傳第二十九、楊津傳に略同文有り、「世宗」を「宣武」と記す。

○高肇傳に「宣…『魏書』卷八十三下、列傳外戚第七十一下、高肇傳に「始世宗未與舅氏相接、將拜爵、乃賜衣幘引見肇・顯于華林都亭。皆甚惶懼、舉動失儀。」と有る。又『北史』卷八十、列傳第六十八、外戚傳、高肇傳に略同文有り。

○晉の載記に…『晉書』卷一百七、載記第七、石季龍下に「時沙門吳進言于季龍曰『胡運將衰、晉當復興。宜苦役晉人以厭其氣。』季龍于是使尙書張羣發近郡男女十六萬、車十萬乘、運土築華林苑及長牆于鄴北、廣長數十里。…。鑿北城、引水于華林園。城崩、壓死者百餘人。」と有る。○孝靜帝の天…『魏書』卷十二、孝靜帝紀第十二、天平四年に「六月己巳、幸華林園理訟。」と有る。又『北史』卷五、東魏孝靜帝紀第五に同文有り。○元象元年、幸…『魏書』卷十二、孝靜帝紀第十二、元象元年に「六月壬辰、帝幸華林都堂聽訟。」と有る。又『北史』卷五、東魏孝靜帝紀第五に同文有り。○嘗て高澄を…『北齊書』卷二十八、列傳第二十、元孝友傳に「魏靜帝宴文襄於華林、孝友因醉自譽。」云々と有る。又『北史』卷十六、列傳第四、太武五王、臨淮王譚傳に略同文有り。○平秦王高歸…『北齊書』卷六、孝昭帝紀第六に「帝乃令歸彥引侍衛之士向華林園、以京畿軍人守門閣、斬娥永樂於園。」と有る。又『北史』卷七、齊孝昭帝紀第七に同文有り。○武成帝其の…『北齊書』卷十二、列傳第十二、武成十二王、琅邪王儼傳に「魏氏舊制、中丞出清道、與皇太子分路行。王公皆遙住車去牛、頓軛於地、以待中丞過。其或遲違則赤棒棒之。自都鄴後、此儀浸絕。武成欲雄寵儼、乃使一依舊制。初從北宮出、將上中丞、凡京畿步騎、領軍之官屬、中丞之威儀、司徒之鹵簿、莫不畢備。帝與胡后在華林園東門外張幕、隔青紗步障觀之。遣中貴驟馬趣仗、不得入、自言奉勅、赤棒應聲碎其鞍、馬驚人墜。帝大笑、以爲善。」と有る。『北史』卷五十二、列傳第四十に略同文有り。○金陵新志に…『元の張鉉』『至大金陵新志』卷

十二上、古蹟志に「古華林園。在臺城內、本吳舊宮苑也。」と有る。○宋の武帝の……『宋書』卷三、武帝紀下第三、永初二年に「夏四月……。戊申、車駕於華林園聽訟。」と有る。又『南史』卷一、宋本紀上第一、武帝紀に「(夏四月)戊申、聽訟於華林園。」と有る。○少帝華林園……『宋書』卷四、少帝紀第四、景平二年に「時帝於華林園爲列肆、親自酤賣。」と有る。又『南史』卷一、宋本紀上第一、少帝紀に同文有り。○文帝又景陽……『宋書』卷五、文帝紀第五、元嘉二十三年に「是歲、大有年。築北堤、立玄武湖、築景陽山於華林園。」と有る。又『南史』卷二、宋本紀中第二、文帝紀に「是歲、大有年。築北堤、立玄武湖於樂游苑北、興景陽山于華林園。役重人怨。」と有る。○齊の東昏侯……『南齊書』卷七、東昏侯紀第七、永元三年に「三年夏、於闕武堂起芳樂苑。……。又於苑中立市、太官每旦進酒肉雜肴、使宮人屠酤、潘氏爲市令、帝爲市魁、執罰、爭者就潘氏判決。」と有り、『南史』卷五、齊本紀下第五、廢帝東昏侯紀に「三年、殿內火。……。北至華林、西至祕閣、三千餘閒皆盡。左右趙鬼能讀西京賦、云『栢梁旣災、建章是營。』於是大起諸殿。……。又以闕武堂爲芳樂苑。……。又於苑中立店肆、模大市、日游市中、雜所貨物、與宮人鬪鬻共爲裨販。以潘妃爲市令、自爲市吏錄事、將鬪者就潘妃罰之。帝小有得失、潘則與杖、乃敕虎賁威儀不得進大荆子、閣內不得進實中菰。……。又開渠立埭、躬自引船、埭上設店、坐而屠肉。于時百姓歌云『闕武堂、種楊柳、至尊屠肉、潘妃酤酒。』」と有り、『資治通鑑』卷百四十四に「東昏侯作芳樂苑。……。又於苑中立市、使宮人宦者共爲裨販、以潘貴妃爲市令、東昏侯自爲市錄事、小有得失、妃則與杖。乃敕虎賁不得進大荆、實中菰。又開渠立埭、身自引船、或坐而屠肉。」と有る。永元三年に宮殿内に火災が起きたとする『南史』の記述は、同年二月丙寅の「乾和殿西廂火」(『南齊書』同文)を指すか、或いは前年七月甲辰の「夜宮內火。唯東閣內明帝舊殿數區及太極以南得存、餘皆蕩盡。」(『南齊書』)は八月甲申に「夜宮內火」と記す)を指すか。ともあれ、この火災で華林園は灰燼に歸しており、東昏侯の遊樂は闕武堂(蹟地か。『至大金陵新志』卷十二上、古蹟志に「古芳樂苑。齊東昏侯卽臺城闕武堂爲芳樂苑。」と有り、臺城は建康の宮殿を指すため、

閑武堂も火災で焼失していた可能性も有る。)を改修して作られた芳樂苑で行われており、華林園で行われたとは考え難い。○梁の武帝命……『隋書』卷三十二、志第二十七、經籍志一に「梁初、祕書監任昉、躬加部集、又於文德殿內列藏衆書、華林園中總集釋典、大凡二萬三千一百六卷、而釋氏不豫焉。」と有る。○簡文帝華林……『世說新語』言語第二に「簡文入華林園、顧謂左右曰『會心處、不必在遠。翳然林水、便自有濠濮閒想也。覺鳥獸禽魚、自來親人。』」と有り、なお「濠濮」は、劉孝標注に據れば共に『莊子』秋水篇を典故とする。○長安に樂遊……『漢書』卷八、宣帝紀第八、神爵三年に「春、起樂游苑。」と有り、その顏師古注に「三輔黃圖云『在杜陵西北。』」又關中記云「宣帝立廟於曲池之北、號樂游。」案其處則今之所呼樂游廟者是也。」と有る。○隋の文帝既……開皇二年六月丙申詔によつて新都造營が定められ、翌年三月丙辰に遷都が行われている。『隋書』卷一、高祖紀上第一・同卷三十七、列傳第二、李穆傳・卷六十八、列傳第三十三宇文愷傳等を参照。なお、『舊唐書』卷三十八、志第十八、地理志一、十道郡國一、關內道、京師に「京師。秦之咸陽、漢之長安也。隋開皇二年、自漢長安故城東南移二十里置新都、今京師是也。……禁苑、在皇城之北、……西連故長安城、……。漢長安故城東西十三里、亦隸入苑中。」と有る。○太平公主池……『新唐書』卷八十三、列傳第八、諸帝公主傳、高宗三女、太平公主傳に「始、主作觀池樂游原、以爲盛集。既敗、賜寧・申・岐・薛四王、都人歲祓禊其地。」と有る。○建康實錄に……『建康實錄』卷第十一、宋中、太祖文皇帝に「(元嘉二十一年)七月、甘露降樂遊苑。」と有る。なお『宋書』卷二十八、志第十八、符瑞志中には、元嘉二十一年四月・同二十三年二月丁未・同年十二月辛丑に樂遊苑に甘露の降つた記述が有り、『陳書』に依れば宣帝の太建四年十二月壬寅・同七年閏九月に樂遊苑に甘露の降つた記述が有る。○顧野王之興……『至大金陵新志』卷五上、山川志一、山阜に「覆舟山。……與地志『山在樂游苑內。』……。」と有る。○漢の武帝昆……『漢書』卷六、武帝紀第六、元狩三年に「發謫吏穿昆明池。」と有り、顏師古注所引臣瓚注に「西南夷傳有越嶲・昆明國。有滇池、方三百里。漢使求身毒國而爲昆明所閉。今欲伐之、

故作昆明池象之、以習水戰。在長安西南、周回四十里。食貨志又曰、時越欲與漢用船戰、遂乃大修昆明池也。」と有る。なお趙翼の「肄舟師」は『三國志』卷一、魏書、武帝紀第一に「(建安)十三年春正月、公還鄴、作玄武池以肄舟師。」と有るのを踏まえた表現であろう。○太平御覽京……『太平御覽』卷六十六、地部三十一、湖に「京都記云『從北望鍾山、從宮亭湖望廬嶽、齊武帝理水軍於此中、號曰昆明池。』故沈約登覆舟山詩云『南瞻儲胥館、北望昆明池。』即此爾。永嘉末、有龍見於湖內、故改爲玄武湖。」と有る。

【現代語譯】

六朝の時に華林園は全部で三箇所有った。洛陽に在る華林園は、裴松之の『三國志』魏志の注に「本來は東漢の芳林園のことで、魏の明帝の青龍三年に華林園の中に大きな池を作り、舟を漕いで越の歌を歌った。」と云っている。又『魏略』に「明帝が築山を芳林園の西北の隅に作るうとし、羣臣に土を背負わせ山を作らせ、松柏竹木をその山の上に樹え、その中で放し飼いたした鳥や獸を捕らえた。」という。齊王曹芳が即位すると、芳の字が諱を犯すことになり、改めて華林園となった。後に北魏の孝文帝が洛陽に遷都して華林園を補修した。『魏書』崔長文傳に「孝文帝は洛陽に遷都すると崔長文に命じて華林園を造營させた。」と有り、又茹皓傳には「茹皓が華林園の修理・造營を兼任し、天淵池の西に山を作り、北邨の良い石を採石して竹を汝州・潁州から移植し、大變風流な趣にした。」と有る。孝文帝は太和二十年二月、華林園に行幸して都亭にて訴訟を聴き、八月に又華林園に行幸して自ら囚人を取り調べた。太和二十二年八月には華林園で軍事演習をした。孝明帝の熙平元年に詔が下され、華林園の野獸を山澤に放した。孝昌二年に詔を下して直言・敢諫の士を大勢華林の東門に集まらせ、一人一人と引見して共に得失を論じさせた。爾朱兆が元顥を破ると、孝莊帝は渡河してまず華林園に入り留まった。又南安王元楨が相州刺史となったその時、孝文帝は南安王を華林園の都亭にて送別

し、詔を下して全員に詩を作らせ、できない者には射を許させた。北海王元詳は常に特別に華林園の西隅に住んでおり、宣武帝はいつも密かに北海王の屋敷に行き、自由気ままに一日中酒を飲んでた。楊椿が辭職を願ひ出ると、孝莊帝は華林園に宴を開き、玉座から下りて楊椿の手を取って涙を流した。楊津傳には「咸陽王元禧が反亂を企むと、宣武帝は華林園に駆け込んだ。ただ楊津だけが反逆に關與しなかった。」と有り、高肇傳には「宣武帝は高肇を華林園に引見した。高肇は恐れおののき所作が禮儀を缺いた。」と有る。これが洛陽の華林園である。鄴都に在る華林園は、『晉書』の載記に「石虎が張羣に近郡の男女十六萬・車十萬を徵發させ、土を運んで華林苑を鄴の北に築かせた。又北城に穴を掘り、水を引いて華林苑に灌いだ。」と有る。考えるに、洛陽の華林園に模倣してこれを作ったのであろう。その後東魏が鄴に遷都しても、そのまま游覽行幸の所とされた。孝靜帝の天平四年、孝靜帝は華林園に行幸して訴訟を理めた。元象元年には華林園の都堂に行幸して訴訟を聽いた。又嘗て高澄のために華林園に宴を開いたこともある。北齊の孝昭帝は帝位を篡奪した時に、平秦王高歸彥に侍衛の兵士を率いて華林園に向かわせ、娥永樂を斬らせた。武成帝は子の高儼を寵愛していたので、中丞・大司徒にすると、司徒と中丞に従う儀杖兵に先導させて宮廷から出させた。武成帝は胡后と華林園の東門にいて、幕を隔ててその様子を觀ていた。これが鄴の華林園である。建業に在る華林園は、『金陵新志』に「臺城の中にあつて、元々は吳の舊宮の宮苑である。」と云つてゐる。晉の南渡の後、洛陽の華林園の名に倣つてこれを補修した。宋の武帝の永初二年四月、武帝は華林園にて訴訟を聽いた。少帝は華林園に多くの店を列べ自分自身で賣買した。文帝は華林園に更に景陽山を築いた。南齊の東昏侯は華林園に市場を設置した。所謂「陛下が肉を賣り、潘妃が酒を賣る」である。梁の武帝は命を下して華林園にて釋典を聚集させた。簡文帝は華林園に遊んだ折に左右の臣下へ「心に適つた所は必ずしも遠くに在るのではない、ほの暗い林木は、もうおのずと濛梁や濮水のような想いがある。」と言つた。これが建康の華林園である。三箇所すべてに華林園が有り、史書を閲覽する者はこれに戸惑つてゐるよう

あるため、ここに分析した。考えるに、その始め本来は洛陽に華林園が在り、それがもとで晉の南渡の後、吳の時の舊宮の宮苑を用いてこれを模倣した。そこで建康の華林園ができた。石虎が鄴に遷都すると、また洛陽の格式を模倣した。そこで鄴都の華林園ができた。昔の宮苑は舊名を模倣してその名をつけるものが多くある。長安に樂遊原が有るのは、漢の宣帝が樂遊廟を長安に建てたためにこの名が有る。後に隋の文帝がすでに長安を漢の故城のあつた北二十餘里の地から遷都しており、唐の時に太平公主が樂遊原に池と宮觀を築いたのは、必ずや漢代の樂遊原の舊地ではないことが分かる。土地が變わつても名稱は古いものに基づくのである。又金陵に樂遊苑がある。『建康實錄』に「宋の文帝の元嘉二十一年七月、甘露が樂遊苑に降つた。」とある。顧野王之『輿地志』に所謂「覆舟山は樂遊苑の中に在る。」といふのはこれのことである。漢の武帝は上林苑に昆明池を造り、水軍の演習を行つた。そして金陵の玄武湖もまた昆明池と名附けられた。『太平御覽』の引く『京都記』に「齊の武帝はその中で水軍の演習を行い、名附けて昆明池と言つた。」とあり、沈約の覆舟山に登るの詩に所謂「南に儲胥館を瞻て、北に昆明池を望む」といふのはこれのことである。

(石井靖朗)